

新型コロナウイルス感染症対応について（第 12 報）

町民の皆様へのお願い

警報期間中は、次の3点を守ってください。（詳しくは、裏面をご覧ください。）

1. 感染拡大が見られる他の都道府県との往来は、さらに慎重に判断し、極力控える。
2. 期間中は、普段顔を合わせない人との飲み会や食事会を極力控える。
3. 飲食を伴う会合等のイベントに参加する際は感染防止対策を徹底する。

政府は1月7日、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に、1月13日には7府県（大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県）に、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態を宣言しました。

新潟県では、「警報」を継続し、「県民の皆様へのお願い」を呼びかけ、特に感染拡大が見られる他の都道府県との往来は極力控えることを強くお願いしています。

町においては、12月30日、県外から町に滞在している方の新型コロナウイルス感染症の感染確認から観光関連施設で県外の方の感染者が多数確認され、新年に入って町民の感染者も確認されています。

こうした状況を受け、新潟県は1月8日、スキー場や宿泊施設等の観光関連施設の事業者あてに文書を発出し、利用者や従業員の感染拡大防止に引き続き努めていただくとともに、新たに来県する従業員に対して、来県前のPCR検査の実施や、来県してから数日間の健康観察期間を設けるなど、健康管理の徹底と、施設における感染防止対策の再点検をお願いしています。

町民の皆様には、湯沢町の感染者数が今後も増加する事態を避けるため、「県民の皆様へのお願い」を守っていただくとともに、手洗いや人と人との距離の確保等の基本的な感染防止対策の継続など、引き続き、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践・定着の取り組みをお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症を理由とした差別、偏見、いじめ、心ない言動やインターネット・SNS上における誹謗中傷等が行われないよう人権に配慮した冷静な行動をとっていただくようお願いします。

令和3年1月14日

（湯沢町新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長）

湯沢町長

田村正幸

発熱、せき、のどの痛み等の症状がある方へ

①かかりつけ医療機関がある場合

○かかりつけ医療機関に電話で相談してください。

発熱、せき、のどの痛み等で医療機関を受診する際は、必ず事前に電話連絡をお願いします。

②かかりつけ医療機関がない・どこに相談したらよいかわからない場合

○新潟県新型コロナ受診・相談センター 毎日24時間対応（土日・祝日含む） ☎ 025 - 256 - 8275

○南魚沼保健所 平日8時30分～17時15分 ☎ 025 - 772 - 8142

新潟県から県民の皆様へ

警報継続に伴うお願い

警報期間中は次の3点を守ってください
(高齢者への感染につながらないように特に注意)

- [1] 感染拡大が見られる他都道府県との往来(出張、帰省等)は、さらに慎重に判断し、極力控える
- ・ 県外と往来しなければならない場合は、飲み会や接待を伴う飲食は控える
 - ・ 出張後や帰省中は、家の中でもマスクをする
- [2] 期間中は、普段顔を合わせない人との飲み会・食事は、極力控える
- ・ 単に会う場合でも、以下を守る
体調が悪い場合は会わない(症状消失後も2日は×)
人数を絞る/短時間で会う/距離を取る/マスクは外さない
- [3] 次のイベントを実施する場合は感染防止対策を徹底
- 飲酒を伴う会合等
 - ① 体調が悪い場合は参加しない(症状消失後も2日は×)
 - ② オンライン会合を検討する
 - ③ 人数を絞る/なるべく普段から一緒にいる人と
 - ④ 短時間で行う(二次会を行わない)
 - ⑤ 距離をとる(斜め向かいに座る等、配置を工夫)
 - ⑥ マスク、手指の消毒等の感染防止対策を徹底

2週間(1/7~1/20)を目途に呼びかけの効果を判断

※感染拡大が見られる他都道府県(1月5日時点)

- ・ 北海道
- ・ 近畿(大阪府、奈良県、京都府、兵庫県)
- ・ 首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)
- ・ 福岡県
- ・ 愛知県
- ・ 沖縄県

上記の範囲は直近の陽性者数を参考としていますが、今後の感染状況等により変更となる場合があります。